

第 13 回 総 会

(令和 4 年度)

日 時 令和 4 年 6 月 17 日 (金曜日)

場 所 福岡市早良区西新 2 丁目 16 番 23 号
九州大学 西新プラザ

(一社)九州橋梁・構造工学研究会

総 会

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議 案

(1) 議案第1号 令和 3年度 事業報告	1
(2) 議案第2号 令和 3年度 決算報告	7
(3) 議案第3号 役員改選	15
(4) 議案第4号 令和 4年度 事業計画(案)	17
(5) 議案第5号 令和 4年度 予算(案)	21
(6) その他 (定款の一部改正他)	23

5. 議長退任

6. 閉 会

役員名簿(令和 4年6月現在)

・理事・監事.....	25
・相談役および顧問.....	26

(一社)九州橋梁・構造工学研究会 定款	27
---------------------------	----

(一社)九州橋梁・構造工学研究会 特別委員会規定.....	37
-------------------------------	----

(一社)九州橋梁・構造工学研究会 運営委員会規定.....	39
-------------------------------	----

(一社)九州橋梁・構造工学 研究会分科会規定.....	41
-----------------------------	----

議案 第1号

令和3年度 事業報告

1. 第21回理事会（令和3年度 第1回）

日 時：令和3年5月28日（金）

場 所：Web会議（Zoom）

参加人員：松田会長他9名

議 題：（1）令和2年度事業報告
（2）令和2年度決算報告
（3）令和3年度事業計画（案）
（4）令和3年度予算（案）
（5）その他、日本学術会議協力学術研究団体登録など

2. 第12回 総会

日 時：令和3年6月18日（金）15:00～15:40

場 所：TKP博多駅前筑紫口ビジネスセンター会議室

参加人員：社員46名（委任状含む）、
出席16名うち役員8名・運営委員の代表者7名、会員1名

議 題：（1）令和2年度事業報告
（2）令和2年度決算報告
（3）令和3年度事業計画（案）
（4）令和3年度予算（案）
（5）その他

3. 特別講演会

日 時：令和3年6月18日（金）15:50～17:00

場 所：TKP博多駅前筑紫口ビジネスセンター会議室／リモート配信（Zoom）

題 目：「液状化および繰返し軟化特性を考慮した地盤の地震時残留変形について」

講 師：一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会 前会長
九州工業大学 名誉教授 永瀬 英生 氏

対 象：KABSE会員、参加費：無料

配信方法：オンラインライブ配信（ZOOM Webinar を利用）

※予定されていた令和2年度総会時の特別講演会が、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止されたことを受けて、前会長 永瀬先生の講演を今期総会時に開催した。

4. 懇親会

恒例の懇親会は中止した。

5. 運営委員会

(1) 第59回運営委員会（令和2年度 第5回）

日 時：令和3年5月15日（土） 15:00～17:00

場 所：Web会議（Zoom）

参加運営委員：26名

- 議 題：(1) 運営委員会、新委員他名簿の確認
(2) 各小委員会の事業報告
(3) 理事会、総会予定、第12回総会資料説明
(4) その他

(2) 第60回運営委員会（令和3年度 第1回）

日 時：令和3年7月17日（土） 15:00～17:00

場 所：Web会議（Zoom）

参加運営委員：17名

- 議 題：(1) 運営委員会名簿の確認
(2) 各小委員会の事業報告
(3) 日本学術会議協力学術研究団体への登録他課題など
(4) その他 今後の運営委員会予定など

(3) 第61回運営委員会（令和3年度 第2回）

日 時：令和3年9月25日（土） 15:00～17:00

場 所：Web会議（Zoom）

参加運営委員：20名

- 議 題：(1) 各小委員会の事業報告、論文集・会報編集の進捗状況など
(2) 今後の活動予定
(3) その他、九州建設技術フォーラム2021など

(4) 第62回運営委員会（令和3年度 第3回）

日 時：令和3年12月18日（土） 15:00～17:00

場 所：Web会議（Zoom）

参加運営委員：23名

- 議 題：(1) 各小委員会の事業報告
オンライン見学会検討、学生研修会報告、シンポジウム開催報告
「補修業務に関する課題解決と維持管理効率化にむけた研究分
科会」の講習会の開催要領など
(2) 今後の活動予定
(3) その他 研究分科会成果報告書の残部処理など

(5) 第63回運営委員会（令和3年度 第4回）

日 時：令和4年2月19日（土） 15:00～17:00

場 所：Web 会議（Zoom）

参加運営委員：23 名

議 題：(1) 各小委員会の事業報告

オンライン見学会検討報告、論文集・会報発行

講習会開催予定

第 9 回シンポジウム開催報告など

(2) 今後の活動予定

(3) その他

6. 講習会

<KABSE 主催>

- (1) 「補修業務に関する課題解決と維持管理効率化に向けた研究分科会」講習会
～ 「実務者向け 補修 Q&A ブック」の紹介 ～

主 催：(一社)九州橋梁・構造工学研究会

(補修業務に関する課題解決と維持管理効率化に向けた研究分科会)

後 援：(公社)土木学会西部支部、(一社)建設コンサルタンツ協会九州支部

(公社)日本コンクリート工学会九州支部

日 時：令和 4 年 3 月 10 日（木） 10:00～12:15

会 場：Zoom によるオンライン配信（定員:100 名）

内 容：

分科会成果報告：「実務者向け 補修業務 Q&A ブック」の紹介

・積算に関して / (株)サザンテック 児玉 明裕

・鋼部材・構造物に関して / (株)オービット 松本 博人

・コンクリート部材・構造物に関して / 八千代エンジニアリング (株)
竹村 太佐

・支承・付属物等に関して / (株)川金コアテック 境田 孝吉

講演：テーマ「補修に関する問題点とこれから」

地方自治体の立場から / 玉名市 木下 義昭

建設コンサルタントの立場から / (株)長大 山口 順一郎

学の立場から / 福岡大学 樫原 弘貴

参加人員：109 名

<KABSE 共催及び受託事業等>

開催なし

7. 学生研修会（第 15 回）（広報活性化小委員会）

主 催：(一社)九州橋梁・構造工学研究会

日 時：令和 3 年 10 月 23 日（土）第 I 部 13:00～15:20、第 II 部 15:35～17:00

場 所：運営は福岡大学（七隈キャンパス）、講師及び参加者は Zoom にて参加

第Ⅰ部 講師による講義

講 師：国土交通省九州地方整備局	河野 麻耶
九州旅客鉄道（株）	福村 周郎
日本工営（株）	海部 貴裕
（株）横河ブリッジ	八木 孝介
（株）ピーエス三菱	川口 瑞穂
（株）大林組	西田 裕昭

第Ⅱ部 パネルディスカッション

学生委員司会の下、講師全員でのパネルディスカッション

参加人員：学生 77 名、社会人 17 名（講師 6 名、他 11 名）

8. 見学会（見学会小委員会）

主 催：（公社）日本コンクリート工学会九州支部

共 催：（一社）九州橋梁・構造工学研究会

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止（次年度に延期）

9. 第9回 KABSE シンポジウム（シンポジウム実行小委員会）

主 催：（一社）九州橋梁・構造工学研究会

共 催：（公社）土木学会西部支部

開 催 日：令和3年12月18日（土）

開催場所：オンライン会議（Zoom Webinar）

参加人員：52 名

発表者 20 名、聴講者 32 名（一般 11 名＋KABSE17 名＋座長 4 名）

土木学会 CPD プログラム JSCE21-1464（4.0 単位）

① シンポジウム論文賞は 2 編選出

表彰；

- ・衝撃荷重が作用するプレテンション PC 梁の耐荷性状に関する実験的研究

九州大学大学院 梶原 淳史・玉井 宏樹・園田 佳巨

- ・動特性のパラメータ設計によるジオポリマーの配合・製造方法の最適化に関する検討

熊本大学大学院 高山 優司・尾上 幸造・佐川 康貴・新 大軌・香島 和輝

② 優秀発表賞は 4 名選出

表彰；

九州大学大学院 巖 天浩

九州工業大学大学院 西村 拓真

佐賀大学大学院 栗林 嶺

大分工業高等専門学校 新宮 百恵

10. 九州建設技術フォーラム 2021

主 催：九州建設技術フォーラム実行委員会
 開 催 日：令和3年10月25日（月）・26日（火）
 開催場所：福岡国際会議場
 参加人員：運営委員数名（主催委員会の委員として参加）
 プレゼンテーションなし、ポスターパネルなどブース設置
 オンラインWEBサイト開設・参加

11. 刊行物の発行

- ・（一社）九州橋梁・構造工学研究会会報 第13号 2021（2022年3月）
- ・土木構造・材料論文集 第37号（2021年12月）
- ・実務者向け 補修業務Q&Aブック（2022年3月10日）

12. 研究分科会活動

区分	研究分科会名	主査	副査
継続1 (区分A)	既設トンネルの効果的補修補強工法の選定基準及び設計指標に関する研究分科会	蔣 宇静 (長崎大学)	竹内 一博 (㈱インフラネット)
継続2 (区分A)	既設道路橋の建設時における設計の再現手法に関する研究分科会	山根 誠一 (㈱コスモエンジニアリング)	森田 千尋 (宮崎大学)
継続3 (区分A)	森林資源の木材利用における課題に関する研究分科会	渡辺 浩 (福岡大学)	藤本 登留 (九州大学)
継続4 (区分A)	火山灰質土を含む地盤と構造物の地震時挙動に関する研究分科会	村上 哲 (福岡大学)	梶田 幸秀 (九州大学)
継続5 (区分A)	令和2年7月豪雨により橋梁被害を踏まえた災害に強い橋梁設計に関する研究分科会	松村 政秀 (熊本大学)	浅井 光輝 (九州大学)

区分	研究分科会名	主査	副査
休止 (区分A)	既設橋梁の耐震補強設計の合理化とデータベース整備に関する研究分科会	松田 泰治 (九州大学)	中村 聖三 (長崎大学) 川崎 巧 (第一復建㈱)

議案 第2号

令和3年度決算 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(収入)

(単位：円)

項目	予算(A)	決算(B)	比較(B)-(A)	備考
繰入金	2,201,969	2,201,969	0	
正会員(第1種)会費	1,000,000	1,014,000	14,000	
正会員(第2種)会費	3,300,000	3,420,000	120,000	
受託研究費	200,000	0	△ 200,000	実施無し
論文掲載費	100,000	260,000	160,000	
シンポジウム投稿・参加費	60,000	60,000	0	
講演・講習会参加費	200,000	127,000	△ 73,000	1件のみ
懇親会参加費	0	0	0	
刊行物販売費	50,000	26,197	△ 23,803	研究分科会報告書
助成金、寄付金	450,000	516,000	66,000	土木西部、地域づくりその他
雑収入	31	20	△ 11	
収入計(C)	7,562,000	7,625,186	63,186	(1%増)

(支出)

(単位：円)

項目	予算(A)	決算(B)	比較(B)-(A)	備考	
事業費	総会費	150,000	157,080	7,080	会場費と総会資料印刷費
	懇親会費	0	0	0	
	講演・講習会費	400,000	32,235	△ 367,765	特別講演他
	見学会費	0	0	0	
	学生研修会費	400,000	402,842	2,842	(内30万円は助成金使用)
	調査・研究活動費	600,000	38,238	△ 561,762	研究分科会経費のみ
	会報発行費	900,000	832,120	△ 67,880	800部
	論文集発行費	900,000	874,130	△ 25,870	800部
	シンポジウム経費	120,000	23,980	△ 96,020	賞状、図書カード
	出版印刷費	200,000	149,609	△ 50,391	講習会報告書 貯蔵品昨年今年出入
	協賛広告費	100,000	100,000	0	九州建設技術フォーラム協賛金
小計	3,770,000	2,610,234	△ 1,159,766	(31%減)	
管理費	法人登記費	0	0	0	
	手数料	30,000	30,680	680	
	通信費	500,000	624,525	124,525	郵便・宅配送料、Zoomウェビナー、BBバック他代
	事務用品費	100,000	122,790	22,790	
	事務印刷費	50,000	47,520	△ 2,480	
	旅費・交通費	50,000	44,730	△ 5,270	
	会議費	300,000	200,200	△ 99,800	
	人件費	840,000	840,000	0	
	税理士顧問料	198,000	198,000	0	
	法人税	71,000	71,000	0	
雑費	50,000	30,487	△ 19,513		
小計	2,189,000	2,209,932	20,932	(1%増)	
予備費	40周年記念事業費	500,000	500,000	0	特別事業積立金累計350万円
	予備費	1,103,000	0	△ 1,103,000	
	小計	1,603,000	500,000	△ 1,103,000	
支出計(D)	7,562,000	5,320,166	△ 2,241,834	(30%減)	
(C) - (D)	0	2,305,020			

※差引残高については令和4年度へ繰越し

$$7,625,186 - 5,320,166 = \boxed{2,305,020}$$

監 査 報 告 書

(一社)九州橋梁・構造工学研究会の令和3年度の決算について、関係帳簿ならびに証拠書類等について監査を行いました。いずれも適正であると認め、ここに報告します。

令和4年5月10日

監事 (株)富士ピー・エス

藤 本 良 雄



(株)長大

中 島 城 二



決 算 報 告 書

(第 13 期)

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会

福岡県福岡市中央区渡辺通1-1-1
サンセルコビル6F (株)長大 福岡支社内

財 産 目 録

令和 4 年 3 月 31 日 現在

(単位:円)

科 目	摘 要	金 額		
I 資産の部				
1. 流動資産				
(1)現金預金				
現金		14,808		
小口現金		140,000		
普通預金	西日本シティ銀行(2135164)	1,032,706		
普通預金	郵便振替	3,055,149		
(2)未収入金				
地域づくり助成金		300,000		
論文掲載料 17名		205,000		
(3)貯蔵品		1,059,362		
流動資産合計			5,807,025	
2. 固定資産				
(1)特定資産				
40周年記念事業積立金		3,500,000		
固定資産合計			3,500,000	
資産合計				9,307,025
II 負債の部				
1. 流動負債				
(1)未払金				
40周年記念事業積立金		3,500,000		
分科会 活動費精算不足		270		
(2)預り金	謝金 源泉税	1,735		
流動負債合計			3,502,005	
2. 固定負債				
固定負債合計		0		
負債合計			0	
III 正味財産の部				5,805,020

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金及び預金	4,242,663
未収入金	505,000
貯蔵品	1,059,362
流動資産合計	5,807,025
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産合計	0
(2) 特定資産(40周年記念事業積立金)	3,500,000
特定資産合計	3,500,000
(3) その他固定資産	
固定資産合計	0
資産合計	9,307,025
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	3,500,270
預り金	1,735
流動負債合計	3,502,005
2. 固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	3,502,005
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
指定正味財産合計	0
2. 一般正味財産	
一般正味財産合計	5,805,020
正味財産合計	5,805,020
負債及び正味財産合計	9,307,025

収 支 計 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
① 会費収入	4,300,000	4,434,000
正会員(第1種)会費収入	1,000,000	1,014,000
正会員(第2種)会費収入	3,300,000	3,420,000
② 寄付金収入	450,000	516,000
寄付金収入	450,000	516,000
③ 雑収入	610,031	473,217
雑収入	31	20
受託研究費収入	200,000	0
講演・講習会参加費収入	200,000	127,000
懇親会会費収入		0
刊行物販売費収入	50,000	26,197
論文掲載費収入	100,000	260,000
シンポジウム投稿料収入	60,000	60,000
事業活動収入計	5,360,031	5,423,217
2. 事業活動支出		
① 事業費支出	3,770,000	2,610,234
総会費支出	150,000	157,080
懇親会費支出		0
講演・講習会費支出	400,000	32,235
見学会支出		0
学生研修会費支出	400,000	402,842
調査・研究活動費支出	600,000	38,238
会報発行費支出	900,000	832,120
論文集発行費支出	900,000	874,130
シンポジウム概要印刷支出	120,000	23,980
出版印刷費支出	200,000	149,609
協賛広告費支出	100,000	100,000
② 管理費支出	2,189,000	2,209,932
法人登記費支出		0
手数料支出	30,000	30,680
通信費支出	500,000	624,525
事務用品費支出	100,000	122,790
事務印刷費支出	50,000	47,520
旅費交通費支出	50,000	44,730
会議費支出	300,000	200,200
人件費支出	840,000	840,000
税理士顧問料支出	198,000	198,000
法人税等支出	71,000	71,000
雑費支出	50,000	30,487
事業活動支出計	5,959,000	4,820,166
事業活動収支差額	-598,969	603,051
II 予備費支出		
予備費支出	1,103,000	
40周年記念事業支出	500,000	500,000
当期収支差額	-2,201,969	103,051
前期繰越収支差額	2,201,969	2,201,969
次期繰越収支差額	0	2,305,020

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 受取会費	4,434,000
正会員(第1種)会費	1,014,000
正会員(第2種)会費	3,420,000
② 受取寄付金	516,000
受取寄付金	516,000
③ 雑収益	473,217
雑収入	20
講演・講習会参加費	127,000
懇親会会費	
刊行物販売費	26,197
論文掲載費	260,000
シンポジウム投稿料	60,000
経常収益計	5,423,217
(2) 経常費用	
① 事業費	2,610,234
総会費	157,080
懇親会費	
講演・講習会費	32,235
見学会費	
学生研修会費	402,842
調査・研究活動費	38,238
会報発行費	832,120
論文集発行費	874,130
シンポジウム概要印刷費	23,980
出版印刷費	149,609
協賛広告費	100,000
② 管理費	2,209,932
法人設立費	
手数料	30,680
通信費	624,525
事務用品費	122,790
事務印刷費	47,520
旅費交通費	44,730
会議費	200,200
人件費	840,000
税理士顧問料	198,000
法人税	71,000
雑費	30,487
経常費用計	4,820,166
当期経常増減額	603,051
当期一般正味財産増減額	603,051
一般正味財産期首残高	5,201,969
一般正味財産期末残高	5,805,020

議案 第3号

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会

令和4年度 役員名簿

令和4年6月17日現在 (順不同)

職 名	氏 名	機 関 名・役 職 名
会 長	松 田 泰 治	九州大学大学院 教授
副 会 長	園 田 佳 巨	九州大学大学院 教授
”	中 村 聖 三	長崎大学大学院 教授
理 事 (運営委員長)	森 田 千 尋	宮崎大学 教授
理 事	貝 沼 重 信	九州大学大学院 教授
” (運営副委員長)	渡 辺 浩	福岡大学 教授
理 事 (運営副委員長)	辛 嶋 景二郎	川田工業(株) 大阪営業部 部長
専務理事 (事務局長)	川 崎 巧	第一復建(株) 技師長
監 事	笠 井 茂 夫	(株)長大 福岡支社 支社長
”	森 田 欣 明	(株)富士ピー・エス 顧問

議案 第4号

令和4年度事業計画(案)

1. 総会(第13回)

日時：令和4年6月17日(金) 15:00～15:40

場所：九州大学西新プラザ

2. 特別講演会

日時：令和4年6月17日(金) 15:50～17:30

場所：九州大学西新プラザ／リモート配信 (Zoom)

題目：「サービス指向の道路整備に向けて：リスクアセスメント・DXの動向」

講師：国土交通省 国土技術政策総合研究所 (NILIM) 道路構造物研究部

道路構造物管理システム研究官

片岡 正次郎 氏

3. 懇親会

講演講師を含め、コロナ対策制限にて実施予定

4. 第22回理事会 (令和4年度第1回)

日時：令和4年5月24日(火)

場所：(株)長大福岡支社 会議室 Web会議 (Zoom) 併用

参加人員：松田会長他9名(委任状含む)

議題：(1) 令和3年度事業報告

(2) 令和3年度決算報告

(3) 役員改選(重任案)

(4) 令和4年度事業計画(案)

(5) 令和4年度予算(案)

(6) その他 定款一部改訂

5. 第23回理事会 (令和4年度第2回)

日時：令和4年6月17日(金)

場所：九州大学西新プラザ

参加人員：松田会長他9名

議題：(1) 代表理事選定の件

(2) その他

6. 運営委員会

(1) 第64回運営委員会（令和3年度 第5回）

日 時：令和4年5月14日（土） 15:00～17:00 web会議（Zoom）

その他 令和4年度も5回程度

期 日：7月16日、9月10日、12月17日、2月18日、5月13日（予定）

場 所：榊長大福岡支社 会議室 またはWeb会議（Zoom）（予定）

7. 講習会

<KABSE 主催>

(1) 九州における木材の土木利用に関する講習会 2022

～外構構造物の新設と保全技術～

主 催：（一社）九州橋梁・構造工学研究会

（森林資源の土木利用における課題に関する研究分科会）

日 時：2022年7月1日（金）14:00～17:00

場 所：電気ビル共創館カンファレンスルームC

※オンライン受講も可能（ハイブリッド開催予定）

(2) タイトル未定 講習会

主 催：（一社）九州橋梁・構造工学研究会

（既設トンネルの効果的補修補強工法の選定基準及び設計指標に関する研究分科会）

日 時：（未定）

場 所：（未定）

<受託事業等>

主 催：（未定）

日 時：（未定）

場 所：福岡県内（未定）

※その他、KABSE 主催・共催の講習会が開催されることがある

8. 第17回 学生研修会（広報活性化小委員会）

日 時：未定

場 所：未定

9. 見学会（見学会小委員会）

主 催：（公社）日本コンクリート工学会九州支部

後 援：（一社）九州橋梁・構造工学研究会

日 時：未定
 場 所：未定
 ※オンラインでの実施を検討中

10. 第10回 KABSE シンポジウム (シンポジウム実行小委員会)

日 時：令和4年12月3日または10日(土) 予定
 場 所：未定※
 ※ 対面形式を予定しつつ、ハイブリッド(対面形式+オンライン)開催を検討

11. 九州建設技術フォーラム 2022

主 催：九州建設技術フォーラム実行委員会
 開 催 日：令和4年10月11日(火)・12日(水)
 開催場所：福岡国際会議場
 主催委員会委員として参加

12. 刊行物の発行

- ・(一社)九州橋梁・構造工学研究会会報 第14号 2022(2023年1月)
- ・土木構造・材料論文集 第37号 (2022年12月)
- その他研究分科会報告書

13. 研究分科会活動

区分	研究分科会名	主査	副査
継続1 (区分A)	火山灰質土を含む地盤と構造物の地震時挙動に関する研究分科会	村上 哲 (福岡大学)	梶田 幸秀 (九州大学)
継続2 (区分A)	令和2年7月豪雨により橋梁被害を踏まえた災害に強い橋梁設計に関する研究分科会	松村 政秀 (熊本大学)	浅井 光輝 (九州大学)
継続3 (区分A)	既設道路橋の建設時における設計の再現手法に関する研究分科会	山根 誠一 (㈱コスモエンジニアリング)	森田 千尋 (宮崎大学)
新規1 (区分A)	石橋の損傷事例集の作成と石橋の解析評価方法の検討	山尾 敏孝 (熊本大学)	筒井 光男 (建設プロジェクトセンター)
新規2 (区分A)	九州・山口地区における耐候性鋼橋の追跡調査と課題整理に関する研究分科会	森田 千尋 (宮崎大学)	中島 和俊 (土木研究センター) 高木優任 (日本製鉄/鉄連)
新規3 (区分B)	実務者向け補修業務 Q&A ブックの普及と教育ツールとしての活用に関する研究分科会	小池 賢太郎 (鹿児島大学)	玉井 宏樹 (九州大学) 朝隈 竜也 (㈱オリエンタルコンサルタンツ)

議案 第5号

令和4年度予算(案)

(収入)

(単位:円)

項目	本年度予算	前年度予算	備考
繰入金	2,305,020	2,201,969	
正会員(第1種)会費	1,000,000	1,000,000	334名相当
正会員(第2種)会費	3,300,000	3,300,000	110社相当
受託研究費	200,000	200,000	
論文掲載費	100,000	100,000	会員10、非会員0投稿
シンポジウム投稿・参加費	60,000	60,000	20編投稿、聴講0名参加
講演・講習会参加費	200,000	200,000	2分科会の2件講習会 予定
懇親会参加費	50,000	0	懇親会(制限)
刊行物販売費	50,000	50,000	
助成金・寄付金	450,000	450,000	活動助成金+ 土木学会西部支部より研究助成
雑収入	980	31	
収入計(A)	7,716,000	7,562,000	

(支出)

(単位:円)

項目	本年度予算	前年度予算	備考	
事業費	総会費	150,000	150,000	
	懇親会費	50,000	0	懇親会(制限)
	講演・講習会費	300,000	400,000	助成を受けた活動など(講師謝金・昨年実績加味)
	見学会費	100,000	0	JCI主催(オンライン検討費)
	学生研修会費	400,000	400,000	内30万円助成金、学生支援
	調査・研究活動費	500,000	600,000	6分科会 活動
	会報発行費	900,000	900,000	昨年実績(800部)
	論文集発行費	900,000	900,000	土木学会西部支部助成含む
	シンポジウム経費	120,000	120,000	昨年同様
	40周年記念事業準備費	500,000	—	新規
	出版印刷費	200,000	200,000	昨年同様
	協賛広告費	100,000	100,000	九州建設技術フォーラム賛助金
	小計	4,220,000	3,770,000	
管理費	法人登記費	10,000	0	役員登記
	手数料	30,000	30,000	
	通信費	600,000	500,000	昨年実績
	事務用品費	100,000	100,000	
	事務印刷費	50,000	50,000	
	旅費・交通費	50,000	50,000	昨年同様
	会議費	300,000	300,000	昨年同様
	人件費	840,000	840,000	
	税理士顧問料	198,000	198,000	
	法人税	71,000	71,000	県民税 21,000 市民税 50,000
	雑費	50,000	50,000	
	小計	2,299,000	2,189,000	
	40周年記念事業費	500,000	500,000	特別事業積立金累計 400万円
予備費	697,000	1,103,000		
小計	1,197,000	1,603,000		
支出計(B)	7,716,000	7,562,000		
(A) - (B)	0	0		

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会 定 款

平成 21 年 7 月 1 日 制 定

平成 28 年 6 月 17 日 一部改正

令和 4 年 6 月 17 日 一部改正

(1) 副会長の人数

【改正前】

第 4 章 役員および職員

(役 員)

第 11 条 本法人に、次の役員をおく。

- (1) 理 事 7 名以上 9 名以内
- (2) 監 事 1 名または 2 名
- (3) 理事の 1 名を代表理事とし、会長と呼称する。
- (4) 代表理事以外の理事のうち 5 名以内を業務執行理事、1 名を副会長、1 名を運営委員長、1 名を専務理事とする。

【改正後】

第 11 条 本法人に、次の役員をおく。

- (1) 理 事 7 名以上 9 名以内
- (2) 監 事 1 名または 2 名
- (3) 理事の 1 名を代表理事とし、会長と呼称する。
- (4) 代表理事以外の理事のうち 5 名以内を業務執行理事、2 名を副会長、1 名を運営委員長、1 名を専務理事とする。

(2) 理事会議事録の署名

【改正前】

第 5 章 総会および理事会

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および選任された議事録署名者 2 名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

【改正後】

第 31 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会

令和4年度 役員名簿

令和4年6月17日現在（順不同）

職 名	氏 名	機 関 名・役 職 名
会 長	松 田 泰 治	九州大学大学院 教授
副 会 長	園 田 佳 巨	九州大学大学院 教授
”	中 村 聖 三	長崎大学大学院 教授
理 事	森 田 千 尋	宮崎大学 教授
(運営委員長)		
理 事	貝 沼 重 信	九州大学大学院 教授
”	渡 辺 浩	福岡大学 教授
(運営副委員長)		
理 事	辛 嶋 景二郎	川田工業(株) 大阪営業部 部長
(運営副委員長)		
専 務 理 事	川 崎 巧	第一復建(株) 技師長
(事務局長)		
監 事	笠 井 茂 夫	(株)長大 福岡支社 支社長
”	森 田 欣 明	(株)富士ピー・エス 顧問

職名	氏名	機関名・役職名
顧問	森下博之	国土交通省 九州地方整備局 企画部長
〃	安部勝也	国土交通省 九州地方整備局 道路部長
〃	西川昌宏	福岡県 県土整備部長
〃	和田卓	山口県 土木建築部長
〃	大呑智正	佐賀県 県土整備部長
〃	奥田秀樹	長崎県 土木部長
〃	亀崎直隆	熊本県 土木部長
〃	島津恵造	大分県 土木建築部長
〃	西田員敏	宮崎県 県土整備部長
〃	安原達	鹿児島県 土木部長
〃	竹中良孝	福岡市 道路下水道局 理事
〃	丹田健二	北九州市 建設局長
〃	井芹和哉	熊本市 都市建設局長
〃	中村順	西日本高速道路(株) 九州支社長
〃	喜安和秀	福岡北九州高速道路公社 理事長
〃	縄田正	(一社)日本橋梁建設協会 副会長兼専務理事
〃	高森重治	九州電力(株) 土木建築本部 (土木建築)部長
〃	小森浩之	鹿島建設(株) 執行役員九州支店長
〃	吉田卓生	西松建設(株) 執行役員九州支社長
〃	山崎直人	オリエンタル白石(株) 執行役員福岡支店長
〃	梶田卓嗣	西日本技術開発(株) 取締役土木本部長
〃	村山隆之	(株)シード 設計部理事
相談役	三池亮次	熊本大学 名誉教授
〃	渡邊明	九州工業大学 名誉教授
〃	太田俊昭	九州大学 名誉教授
〃	彦坂熙	九州大学 名誉教授
〃	後藤恵之輔	長崎大学 名誉教授
〃	荒牧軍治	佐賀大学 名誉教授
〃	崎元達郎	熊本大学 名誉教授
〃	烏野清	九州共立大学 名誉教授
〃	久保喜延	九州工業大学 名誉教授
〃	高橋和雄	長崎大学 名誉教授
〃	大塚久哲	九州大学 名誉教授
〃	大津政康	熊本大学 名誉教授
〃	牧角龍憲	九州共立大学 名誉教授
〃	日野伸一	九州大学 名誉教授
〃	山尾敏孝	熊本大学 名誉教授
〃	水田洋司	九州産業大学 名誉教授
〃	永瀬英生	九州工業大学 名誉教授

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会 定 款

平成 21 年 7 月 1 日 制 定

平成 28 年 6 月 17 日 一部改正

令和 4 年 6 月 17 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会（以下、「本法人」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を福岡市におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本法人は、土木構造全般に関する諸問題を会員の専門もしくは職場にとらわれず、自由な立場で討議し、本法人が行う調査・研究・開発に参加あるいは協力することにより、会員相互の技術知識の向上と交流を図り、土木工学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 土木構造全般に関する各種調査・研究およびその受託
- (2) 講演会、講習会、見学会の開催
- (3) 土木構造全般に関する試験・指導の受託および意見具申
- (4) 会報その他刊行物の発行
- (5) その他、本法人の目的達成に必要な事業

第 3 章 会員及び社員

(会員の種別)

第 5 条 本法人の会員は、次の 3 種とする。

- (1) 正会員（第 1 種）：本法人の各種事業の主体となって活動する個人
- (2) 正会員（第 2 種）：本法人の目的および事業に賛同し、本法人を援助する法人又は団体

(3) 学 生 会 員 : 本法人の目的および事業に賛同して入会した大学、高等
専門学校及びこれらに準ずる学校に在学中の個人

(4) 特 別 会 員 : 本法人の活動を支持する個人で、本法人の事業遂行の必
要上理事会において推薦、承認された個人

(社 員)

第 6 条 本法人の社員 {一般社団法人・財団法人法 (以下、「法人法」という。) 第 1 1
条第 1 項第 5 号に規定する社員をいう。} は、会員の中から選ばれた運営委員を
もって社員とする。

(会員の権利)

第 7 条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本法人
に対して行使することが出来る。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (4) 法人法第 52 条第 5 項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (総会の議事録の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合
併契約等の閲覧等)

(入会および義務)

第 8 条 会員になろうとする者は、規則に定める入会手続をなし、会長の承認を得なけれ
ばならない。

2. 正会員が法人又は団体である場合は、入会と同時に、本法人に対し代表者として
権利を行使する者を定め、届け出なければならない。代表者が変更となった場合
も同様とする。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告又は法人もしくは団体たる会員の解散
- (3) 会費を 3 年以上滞納したとき
- (4) 除名

(退 会)

第 10 条 会員で退会しようとする者は、会費の納入義務を完了した後、退会届を会長に
提出しなければならない。

第 4 章 役員および職員

(役員)

第 11 条 本法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 7名以上9名以内
- (2) 監事 1名または2名
- (3) 理事の1名を代表理事とし、会長と呼称する。
- (4) 代表理事以外の理事のうち5名以内を業務執行理事、2名を副会長、1名を運営委員長、1名を専務理事とする。

(役員を選出)

第 12 条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2. 代表理事および業務執行理事は、理事会において選定する。
3. 役員に欠員を生じたときに備えて、前項の規定により補欠の役員を選任することができる。
4. 監事は、理事または職員を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

2. 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 本法人の業務および財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくは不正の行為をする恐れがあると認められるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に提出すること。
- (8) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。

(9) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 15 条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3. 理事または監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了また辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、その任期中であっても、総会において、出席社員の 4 分の 3 以上の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問および相談役)

第 17 条 本法人に顧問および相談役をおくことができる。顧問および相談役は理事会の議を経て会長が委嘱する。

2. 顧問および相談役は会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(役員報酬)

第 18 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、報酬等を支給することができ、その額は、総会において別に定める報酬等の支給の基準によるものとする。

(事務局および職員)

第 19 条 本法人の事務を処理する事務局および必要な職員をおく。

2. 重要な使用人以外の職員は、代表理事が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第 5 章 総会および理事会

(総会の構成)

第 20 条 総会は、第 6 条によって選任された社員全員をもって構成し、これをもって法人法上の社員総会とする。

2. 総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

- 第 21 条 通常総会は、毎事業年度終了後 90 日以内に、理事会の決議に基づき、代表理事が招集して開催する。
2. 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集して開催する。
 3. 総会の招集は、少なくとも一週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって会員に通知するとともに、ホームページをもって、全会員に周知する。
 4. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議長)

- 第 22 条 総会の議長は、代表理事とする。

(総会の決議事項)

- 第 23 条 総会は次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名または社員たる地位の解任
 - (2) 理事および監事の選任または解任
 - (3) 理事および監事の報酬等の額またはその規定
 - (4) 計算書類等の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散および残余財産の処分
 - (7) 不可欠特定財産の処分の承認
 - (8) その他総会で決議するものとして法令または定款に定められた事項ならびに理事会において必要とされた事項

(総会の定足数等)

- 第 24 条 総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、総会の定足数および議決権に算入する。
2. 総会の議事は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権の代理行使)

- 第 25 条 総会に出席出来ない社員は、他の会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ本法人に提出しなければならない。
2. 前項の代理権の授与は、総会毎に提出しなければならない。
 3. 前項の規定による代理出席者は総会の定足数および議決権に算入する。

(議事録および会員への通知)

- 第 26 条 総会の議事については、議長が、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長および総会で選任された議事録署名者 2 名は、前項の議事録に署名もしくは記名押印する。

3. 総会の議事の要領および議決した事項は、会報をもって会員に通知する。

(理事会の構成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(理事会の招集等)

第 29 条 理事会は、毎年 2 回以上代表理事が招集するものとする。ただし、代表理事が必要と認めた場合、または各理事から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合には、代表理事は、その請求のあった日から二週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第 30 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決する。

3. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第 6 章 会 計

(会 費)

第 32 条 会費は、会員の種別に応じて、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----|--------------|
| (1) 正会員（第 1 種） | 年 額 | 3,000 円 |
| (2) 正会員（第 2 種） | 年 額 | 1 口 30,000 円 |

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 本法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会及び総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第 34 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度収支予算に準じて収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 本法人に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金等)

第 36 条 借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

2. 本法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第 37 条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第 38 条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 運営委員会

(運営委員会の設置および構成)

第 39 条 本法人の会務を処理し事業を推進するため、運営委員会を置く。

2. 運営委員会の構成及び活動等は、運営委員会規定に基づいて行う。

第 8 章 分科会

(分科会)

第 40 条 運営委員会は、第4条の事業実行のため、理事会の承認を得て分科会を置くことができる。

2. 分科会の構成及び活動等は、分科会規定に基づいて行う。

第 9 章 特別委員会等

(特別委員会の設置、構成および活動)

第 41 条 本法人の事業執行のため必要あるときは、理事会の承認を得て特別委員会等を置くことができる。

2. 特別委員会等の構成及び活動等は、特別委員会等規定に基づいて行う。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解 散)

第 43 条 本法人は、法人法第148条に規定する事由によるほか、法人法第49条第2項6号に基づいて、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本法人が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第 46 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 登記に関する書類
- (5) 定款に定める期間のうち理事会および総会の議事に関する書類
- (6) 役員の報酬規定

- (7) 事業計画書および収支予算書
 - (8) 事業報告書およびその附属明細書
 - (9) 貸借対照表およびその明細書
 - (10) 正味財産増減計算書およびその附属明細書
 - (11) 財産目録
 - (12) 監査報告書
 - (13) 会計監査報告書
 - (14) 運営組織および事業活動の状況概要およびこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類
 - (15) その他法令で定める帳簿および書類
2. 前項各号の帳簿および書類等の保管期間および閲覧については、法令に定めるところによるとともに、理事会で定める規程によるものとする。

(規則)

第 47 条 この定款施行についての規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第 13 章 付 則

1. 本法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
永瀬 英生	(省略)
松田 泰治	(省略)
村山 隆之	(省略)

2. 本法人の設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

	氏名	住所
設立時理事	大塚 久哲	(省略)
設立時理事	大津 政康	(省略)
設立時理事	牧角 龍憲	(省略)
設立時理事	日野 伸一	(省略)
設立時理事	山尾 敏孝	(省略)
設立時理事	永瀬 英生	(省略)
設立時理事	村山 隆之	(省略)
設立時監事	藤本 良雄	(省略)

3. 本法人の設立時代表理事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

設立時代表理事	大塚 久哲	(省略)
---------	-------	------

以上、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年 6月 1日

設立時社員 永瀬 英生 印

設立時社員 松田 泰治 印

設立時社員 村山 隆之 印

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会

特別委員会等規定

平成 28 年 8 月 5 日 制定

(総 則)

第 1 条 この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第 41 条に規定される特別委員会等（以下、「本委員会」という。）の組織と活動の基準について定める。

(設置または廃止)

第 2 条 本委員会の設置または廃止は理事会で決定する。

2. 本委員会の活動期間は 1 年を原則とする。ただし、理事会の承認により、通算 3 年を上限として、一括して活動期間を延長することができる。

(構 成)

第 3 条 本委員会の委員は、会員およびその目的に沿った学識経験者等とする。

2. 本委員会には理事の中から会長が選任した委員長（以下「委員長」という）をおく。

3. 本委員会には 1 ないし 3 名の副委員長をおくことができる。

(委 嘱)

第 4 条 委員長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 本委員会の副委員長は、会員の中から委員長が委嘱する。

3. 委員は、委員長の推薦あるいは公募によるものとし、委員長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員長、副委員長および委員の任期は本委員会の存続期間とする。

(開 催)

第 6 条 本委員会は、委員長が招集する。

(活動と成果の報告)

第 7 条 本委員会は、理事会が必要と認めた事業の執行に当たるものとする。

2. 本委員会は、その事業の成果を得たときには理事会に報告し、原則として会員等に公表するものとする。

(事業計画および予算)

第 8 条 本委員会の活動が翌年度も継続する場合、委員長は、翌年度の事業計画および予算を、毎年 3 月中旬に理事会に提出しなければならない。

(経 費 等)

第 9 条 事業運営に必要な経費等は、本委員会の予算の範囲内で支出する。

(事 業 報 告)

第 10 条 委員長は、前年度の事業経過の概要・決算を、毎年 4 月上旬までに理事会に報告しなければならない。

(規定の変更)

第 11 条 本規定の変更は、理事会において行う。

付 則

(施行期日)

(1) この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会

運 営 委 員 会 規 定

平成 28 年 6 月 18 日 制 定

平成 29 年 10 月 4 日 一部改定

(総 則)

第 1 条 この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第 39 条に規定される運営委員会（以下、「本委員会」という。）の組織と活動の基準について定める。

(設 置)

第 2 条 定款第 39 条に基づき、本法人の会務を処理し事業を推進するために本委員会を設置する。

2. 活動期間は本法人の事業年度と同様とする。

(構 成)

第 3 条 本委員会には理事の中から会長が選任した委員長（以下「委員長」という）をおく。

2. 本委員会には 1 ないし 3 名の副委員長をおくことができる。

3. 本委員会には本法人の事業推進を目的とし、別表に示す小委員会および事務局をおく。小委員会は小委員長、副小委員長、委員で構成される。

4. 本委員会の委員はいずれかの小委員会に属する。

5. 山口県・九州地区の幅広い地域的な事業活動を推進するために、本委員会に「運営協力委員」を置くことができる。

(委 嘱)

第 4 条 委員長は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 本委員会の副委員長および委員は、会員の中から委員長が委嘱する。

3. 小委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 運営協力委員は、委員長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員長、副委員長および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、小委員長の再任は原則として 1 回までとする。

(開 催)

第 6 条 本委員会は、委員長が招集する。

2. 本委員会は事業年度の開始・終了時とその中間に 4 回程度開催する。

(活 動)

第 7 条 本委員会は、理事会及び総会に付議する事項の立案、第 4 条の事業の実行、その他会長が必要と認めた会務処理に当たるものとする。

2. 前項に規定された本委員会の活動は、第 3 条 3 項に基づき設置された小委員会と定款第 40 条に基づき設置された分科会を中心に行われる。

3. 各小委員会は、その構成や活動等の基準を定めた「運営マニュアル」に基づいて活動を行う。

(事業活動の企画と報告)

第 8 条 各小委員会の活動計画は本委員会で承認を得たうえで実施され、活動実績は本委員会で報告される。

2. 新規の事業・案件や予算外の事業等は理事会の承認を得たうえで実施され、その結果は理事会に報告される。

3. 分科会の事業成果は本委員会がとりまとめて理事会に報告し、原則として会員に公表するものとする。

(事業計画および予算)

第 9 条 委員長は、本委員会で審議された翌年度の事業計画および予算を、毎年 3 月中に理事会に提出しなければならない。

(経費等)

第 10 条 事業運営に必要な経費等は、本委員会の予算の範囲内で支出する。

(事業報告)

第 11 条 委員長は、本委員会で審議された前年度の事業経過の概要・決算を、毎年 4 月上旬までに理事会に報告しなければならない。

(規定の変更)

第 12 条 本規定の変更は、理事会において行う。

付 則

(施行期日)

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この変更規定は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

別 表

小委員会一覧表
「論文集編集小委員会」
「会報編集小委員会」
「見学会小委員会」
「講演会・講習会小委員会」
「研究連絡小委員会」
「広報活性化小委員会」
「対外交流推進小委員会」
「シンポジウム実行小委員会」
「受託事業小委員会」

分科会規定

(総 則)

第 1 条 この規定は、一般社団法人九州橋梁・構造工学研究会定款第 40 条に基づき、調査研究活動を行う分科会の基準について定める。

(設置または廃止)

第 2 条 分科会の設置にあたっては、その目的、事業、存続期間、必要経費、委員構成等について、運営委員会がとりまとめ、理事会において承認をうける。

分科会は、その目的を達成したときに、理事会の承認を経て廃止する。

(構 成)

第 3 条 分科会の委員は、会員およびその目的に沿った学識経験者および関係者とする。

2. 分科会には主査を置く。必要に応じて副査および幹事等を置くことができる。主査および副査は、他の分科会の主査あるいは副査を兼ねることはできない。ただし、委員として加わることはできる。

(委 嘱)

第 4 条 主査は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。また、委員は原則として、主査の推薦によって、運営委員長が委嘱する。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、その分科会の存続期間とする。

(開 催)

第 6 条 分科会は、主査が招集する。

(成果の報告)

第 7 条 分科会は、その事業の成果を得たときは、運営委員会がとりまとめ、理事会に報告し、原則として会員に公表するものとする。

(事業計画および予算)

第 8 条 主査は、毎年 3 月中に翌年度の事業計画および予算を、運営委員会を通じて理事会に提出しなければならない。

(経 費 等)

第 9 条 分科会の運営に必要な経費等は、分科会の予算の範囲内で支出する。

(事 業 報 告)

第 10 条 主査は、毎年 4 月上旬までに、前年度の事業経過の概要を運営委員会を通じて理事会に報告しなければならない。

付 則

(施 行 期 日)

(1) この規定は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

KABSE 事務局

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通1-1-1
サンセルコビル6階(株)長大福岡支社内

TEL & FAX 092-737-8570

E-mail jim@kabse.com

<http://www.kabse.com/>